

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から同年3月まで
② 昭和38年4月から39年10月まで
③ 昭和39年11月から41年3月まで

申立期間当時、実家のあったA県B郡C町（現在は、D市）では20歳になると国民年金に加入するように勧奨があり、20歳になったときに母がC町役場で国民年金の加入手続をしてくれた。隣家が町内会の役員をやっていて、20歳になったときから実家に集金に来ており、母が昭和38年2月から41年3月まで国民年金保険料を納付していたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和40年1月14日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、同年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、同時点で申立期間③の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、加入当初から未納にしていたとは考え難い。

また、申立期間②のうち昭和39年10月については、申立人が所持する国民年金手帳には、当初、同年10月10日に国民年金の被保険者資格を取得したと記載されており、加入時点で現年度納付が可能であったと考えられ、申立人は、42年4月から43年12月までの厚生年金保険加入期間も含めて保険料を重複して納付している。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得日については、申立人が所持する国民年金手帳では、当初、昭和39年10月10日と記載され

ていたものが38年11月1日に訂正されているが、オンライン記録では、39年11月1日と記録されており、記録の不一致が見受けられる。

加えて、申立期間直後の昭和41年4月から42年3月までの期間については、平成8年12月17日に未納から納付済みに記録訂正されている上、昭和42年4月から43年12月までの期間については、平成21年4月24日に保険料が還付されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

- 2 一方、申立期間①及び②のうち昭和39年10月を除く期間については、オンライン記録では、未加入期間及び厚生年金保険加入期間と記録されており、保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、当該期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人の国民年金手帳においては、被保険者資格取得日が昭和39年10月10日から38年11月1日に訂正されているが、E市の訂正印が押されていることから、申立人が57年8月10日にE市への住所変更手続を行っていることを踏まえると、同時点以降に訂正されたものと推認でき、同時点では時効により、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人自身は、当該期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したと主張するその母は既に他界しており、当時の保険料納付の状況が不明である上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和39年10月から41年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和39年10月について厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から52年3月まで

私は、昭和44年5月*日に結婚して夫婦一緒に国民年金への加入手続をして、過去3年分の国民年金保険料をさかのぼってA市役所に納付し、その後は市役所から送られてくる納付書により毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年7月から52年3月までの期間については、申立人の夫は国民年金保険料を納付済みである上、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付していることから、当該期間の保険料を納付したものと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和41年12月から51年6月までの期間については、申立人は、44年5月の結婚を契機に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦は53年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人夫婦が加入手続を行った昭和53年3月の時点で、当該期間の大半は時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫も当該期間は未納となっている上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの期間及び57年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年10月から同年12月まで
② 昭和57年7月から同年12月まで

私は、昭和49年11月11日から58年1月4日まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたのに、50年10月から同年12月までの3か月が未納となっていること、及び国民年金手帳には58年1月4日資格喪失と記載されているのに、社会保険事務所（当時）の記録では、57年7月1日資格喪失となっていて同年7月から同年12月までが未加入となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月11日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、56年11月に転居した際も住所変更の手続を適切に行っていることから、年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①については、前後の期間が納付済みである上、3か月と短期間であることから納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人の国民年金の資格喪失日は、オンライン記録では昭和57年7月1日と記録されているが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には、58年1月4日と記載され、A町（現在は、B市）の押印があることが確認できる。

また、申立人及びその夫は、申立期間②当時、生活状況の変化は無かったと証言していることから、申立人が昭和57年7月1日に国民年金を脱退する特段の理由は見当たらず、申立期間②は6か月と短期間であることを考え併せると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 42 年 7 月から 43 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 1 月まで

申立期間①については、私が事業所に住み込みで働いていたときに、事業主が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は定期的に集金に来た町内会の役員に事業主が支払い、給料から差し引かれていたことを記憶している。また申立期間②については、結婚と同時に住所を移した時に、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。自宅火災で領収書、給料明細書等は焼失してしまったが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金の加入期間である 36 年 5 か月間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①は 12 か月、②は 7 か月と短期間である。

また、申立人は保険料の納付について町内会の役員が定期的に集金に来ていたこと等を明確に記憶しており、申立人が居住していた町内の国民年金の加入者であった二人に保険料の納付方法を聴取したところ、「町内にはいくつかの班があり、その役員が定期的に集金を行っていた。」との回答と合致し、申立人の主張を裏付けるものである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 36 年 10 月 29 日に払い出されていることが確認でき、払出時点において申立期間①は保険料を現年度納付することが可能であり、申立期間①の翌年度からは納付済みであることを考えると、申立期間①におい

て申立人に対して保険料の集金が行われ、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間②については、申立人がA市に住所を移したとする昭和41年10月から42年6月までの間、申立人の保険料がB町で納付されていたことが特殊台帳により確認することができ、申立人が仕事の都合上、B町とA市を行き来していたことを考え併せると継続して町内会の役員による集金が行われ、申立期間②の保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年1月まで

「ねんきん特別便」で国民年金に未加入期間があることが分かり、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成21年7月に保険料の納付は確認できたが未加入期間のため保険料を還付するとの回答であった。昭和43年8月に国民年金に任意加入して以降第3号被保険者となるまで国民年金を辞めたことはなく、申立期間の保険料は集金人に納付していた。申立期間について未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に国民年金に任意加入して以降第3号被保険者となるまでの期間、国民年金を辞めたことはなく、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張しているところ、特殊台帳により申立人が申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、その後納付記録上に保険料を還付したとの記録は見当たらず、特殊台帳においては納付済みとされていることを考え併せると適正な記録管理が行われていたとは考え難く、申立期間は納付済期間と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年9月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

昭和35年10月ごろ、町内会の役員に国民年金の加入を勧められ、厚生年金保険加入者以外の町内会の全員が加入した。国民年金保険料は町内会の役員が集金して役所に一括して納付したので、未納は一人もいなかったと記憶している。申立期間①及び②の保険料は納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記録により申立人は申立期間②直前の昭和40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を43年1月23日に過年度納付していることが確認でき、同時点で申立期間②についても過年度納付が可能であることから納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和42年7月から同年12月ごろに行われたものと推認でき、申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から20歳になった36年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人の加入手続が行われた昭和42年7月の時点でも申立期間①の大半は時効により納付することができない上、

同年 12 月の時点で過年度納付できるのは、申立期間の直後の 40 年 10 月からとなる。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年9月まで

申立期間については、昭和46年3月に会社を辞めて専門学校の学生になったときに、A町で母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。B市に転居して結婚した後、引き続き自分で保険料を納付しようとしたが、A町での国民年金手帳は、実家の母が探したりA町役場に問い合わせたりしたが見つからなかったことを鮮明に覚えており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町で母と同居しているときに、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、当時同居していた申立人の母は、申立期間を含めて国民年金加入期間はすべて納付済みで、昭和49年4月からは付加保険料も併せて納付している上、同じく同居していた兄夫婦も申立期間は納付済みとなっていることから、申立人の家族の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間当時近所に住んでいた申立人の姉は、「周りの人は皆国民年金に加入しており、妹も加入していたと思う。」と述べている上、その姉も国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含めて国民年金加入期間はすべて納付済みであることを踏まえると、申立人も申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から50年5月まで

申立期間については、A県B市（現在は、C市）で昭和45年3月に国民年金に任意加入後、継続して国民年金保険料を納付した。46年4月に任意資格喪失し50年6月に再び任意加入している記録になっているが、夫から国民年金はきちんと納付するよう言われていたもので、任意資格喪失の届けなど出した覚えは無く未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和43年5月から申立期間を含み平成8年2月まで同一事業所に勤務しており、申立人がB市において昭和45年3月に国民年金に任意加入しながら任意加入資格を喪失しなければならない事情は認められない。

また、申立人は申立期間直後の昭和50年6月から61年4月に第3号被保険者となるまで任意で国民年金保険料を納付し続けており、納付意識の高さが認められる。

さらに、B市の国民年金保険料納付者名簿により、申立人が昭和45年10月から46年3月までを特例納付していることが確認できるが、同期間は、任意加入期間中であり、行政側の資格記録の管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの期間及び同年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和38年4月から40年3月まで

昭和35年10月ごろ、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、36年4月から38年3月までの国民年金保険料は両親がA町役場の窓口で納付してくれた。

また、昭和38年4月に結婚して、B区役所に婚姻届を提出したときに区役所の人から保険料を納付するように勧められて、申立期間②については夫が納付してくれた。

申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、父が国民年金への加入手続を行ってくれたと主張するところ、申立人と申立人の両親の国民年金手帳記号番号は連番で払い出され、3人とも昭和35年10月1日に強制で被保険者資格を取得している。

また、昭和36年4月から申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は、国民年金制度が発足した同年4月から申立期間を含め、父(45年*月他界)については45年6月まで、母については60歳になる前月の51年*月までそれぞれ保険料を納付(完納)しており、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人は、昭和36年4月から申立期間の直前までの22か月分の保険料を納付し、申立期間が3か月と短期間であることを踏まえると、納付意識の高い申立人の両親が自分たち夫婦の分と一緒に申立人の保険料を納めたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の記載により、申立人が昭和38年4月2日に氏名変更と住所変更の手続を行っている

ことが確認できることから、B区において申立期間②の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人の夫は、申立期間②の保険料月額が100円であり、B区役所及びC郵便局で自ら納付していたことを証言しており、当時の保険料月額と一致している上、申立期間②は24か月と比較的短期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和40年7月1日であると認められることから、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和40年7月から同年9月までの標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月21日から同年2月1日までの期間及び同年12月21日から43年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社（現在は、A社本社事務所）における資格取得日に係る記録を42年1月21日、資格喪失日を同年2月1日に、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を同年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は2万6,000円、同年12月から43年1月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和42年1月21日から同年2月1日まで
③ 昭和42年12月21日から43年2月1日まで

私は、昭和34年4月から平成14年2月までA社の関連事業所に正社員として継続勤務したが、昭和40年7月から同年9月まで、42年1月及び同年12月から43年1月まで厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、申立人は昭和34年4月28日から平成14年2月28日までA社及びその関連会社であるD社に継続して勤務し

ていたことが確認できるところ、申立期間①については、A社B工場の事業所別被保険者名簿により、氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険の記号番号が申立人と一致する記録が判明し、昭和40年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年1月21日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが確認でき、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の加入記録としては、申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和40年7月1日とすることが妥当である。

また、昭和40年7月から同年9月までの標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②及び③について、A社提出の経歴証明書により、申立人は昭和42年1月21日から43年1月31日まで同社C支社に勤務し、申立期間②及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間②については昭和42年1月の事業所別被保険者名簿の記録から2万6,000円、申立期間③については43年2月の事業所別被保険者名簿の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に申立てどおり、事業主から昭和42年1月21日に取得に係る届出が行われていたとした場合、その後喪失及び取得の届出をする必要があるが、いずれの機会においても社会保険事務所が事務処理を失念するとは通常考え難く、事業主から申立てどおりの届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年12月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年10月1日から30年3月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（28年10月1日）及び資格取得日（30年3月10日）を取り消し、28年10月から30年2月までの期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月28日から28年9月15日まで
② 昭和28年10月1日から30年3月10日まで

私は、昭和25年2月末ごろからA事業所へ勤め始めたのに、ねんきん特別便での記録が無いことを知った。申立期間は間違いなく勤めていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保管する関係資料に基づく事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が昭和25年3月28日から申立期間①及び②を含め平成6年3月20日まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、元同僚の証言により、申立期間②及びその前後において申立人の仕事内容及び雇用形態に変更は無かったことが推認できる上、当時申立人と一緒に仕事をしていた複数の元同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②及びその前後において継続して厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人及び同僚の昭和

28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から30年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間①中の昭和25年8月1日であり、新規適用時に被保険者となった者の中に申立人の名前は無い上、新規適用後、申立人が被保険者資格を取得した28年9月15日までの間においても申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料が無く、申立期間当時の勤務実態は不明と回答している上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年10月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を同年10月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月21日から38年2月1日まで
② 昭和41年8月1日から同年10月8日まで

私は、昭和35年4月4日にA社D事業所に入社し、それ以降同じ会社の事業所間を転勤してきたが、C事業所及びその支所のE事業所での37年8月21日から38年2月1日までの期間と、F事業所での41年8月1日から同年10月8日までの期間の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B社の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和41年10月8日に同社C事業所から同社F事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、B社の人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社から提出された昭和37年8月から同年12月までの申立人に係る賃金台帳の写しにより、申立人は当該期間において保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が「昭和37年8月21日にA社D事業所から同社C事業所に移り、1週間後に同社E事業所に移っている。」と供述していることを踏まえると、申立人は、同年8月中にC事業所に異動し、さらにE事業所に異動したことが推認できるところ、E事業所が厚生年金保険の新規適用となったのは38年2月1日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、当該期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和29年6月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年5月28日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和29年4月1日に入社して以来、平成4年6月27日まで継続して勤務しており、同社B所で勤務していた昭和29年5月28日から同年6月1日までの厚生年金保険が未加入となっていることに納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が保管する人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和29年6月1日に同社B所から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年4月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月20日の標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における当該期間の標準賞与額に係る記録を、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月から同年6月まで
② 平成17年7月20日

私は、平成17年1月5日から同年8月3日までA社に勤務していたが、同年1月から同年6月までの実際に支給されていた給与総額と標準報酬月額が違う。また、賞与から厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主から提出された一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人から提出された源泉徴収票により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと認められ

る。

- 2 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳双方の厚生年金保険料控除額は一致しており、これを基に算定した標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額は一致している。

また、申立人の主張する入社月の平成 17 年 1 月分給与額の修正に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の訂正の届出は確認できないものの、同年 2 月からの昇給については、社会保険事務所（当時）から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、同年 5 月 1 日の随時改定（月額変更）で標準報酬月額は 32 万円から 47 万円、同年 4 月からの昇給については、同年 7 月 1 日の随時改定で標準報酬月額は 47 万円から 53 万円にそれぞれ改定されていることが確認でき、不自然な処理は見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から同年11月9日まで

私は、昭和41年3月にA社に入社し、44年2月に退職するまで、同じ職場に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたのに、この間に厚生年金保険の未加入期間があることに納得がいかないのので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社及びグループ会社のB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており不明であるが、A社において昭和43年8月1日に資格喪失し、その後B事業所へ異動した者は申立人を含めて二人おり、社会保険事務所の記録では、異動先のB事業所における当該二人の資格取得日は同年11月9日となっていることから、事業主は資格喪失日を同年8月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和46年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年10月1日まで

私は、昭和46年4月18日にA社に入社し、その後、B社に名称変更となり、47年3月まで継続勤務し、厚生年金保険料も変わりなく給与控除されていたのに、申立期間の記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社は、昭和46年7月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日が、その約3か月後の同年11月1日付けで、遡^{そきゅう}及して同年7月31日と訂正されている上、同年10月18日付けで、申立人の同年10月1日付けの標準報酬月額改定の記録が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様に昭和46年11月1日付けで遡及して資格を喪失している者が60名、同年10月18日付けで標準報酬月額の改定記録が取り消されている者が62名確認できる。

加えて、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該厚生年金保険被保険者名簿により、この期間に60余名の在籍が確認できる上、複数の元同僚は、従前どおり勤務を継続し給

与を支給されていた旨を証言していることから、同社は、申立期間においても、引き続き適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、継続して勤務しているB社における被保険者資格の取得年月日が昭和46年10月1日であることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月15日から同年4月16日まで
父は、大正13年4月にA事業所に入所し、退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があるのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が申立人に交付した在職証明書及びA事業所から提出された人事記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し(昭和26年3月15日に同事業所C支店から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月31日から同年9月1日まで

私は、昭和41年5月1日にA社に入社し、同年9月1日まで住込みで勤務したが、同年7月31日以降の厚生年金保険の記録が欠落している。厚生年金保険料が給与から控除されており、昭和41年6月分から同年8月分の給与明細書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和41年7月分及び同年8月分の給与明細書により、申立人は、A社に申立期間において引き続き勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社は、昭和41年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、厚生年金保険法第6条第1項の規定により、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時5人以上の従業員を使用する事業所とされていたが、当該事業所が適用事業所でなくなったとき、被保険者は申立人を含め3人しかいなかったことから、この要件は満たしていなかったものと考えられる。

しかし、同法第7条において、厚生年金保険の適用事業所が適用事業所としての要件に該当しなくなったときは、その事業所について、いわゆる任意適用の事業所としての認可があったものとみなす旨規定されており、従業員数の減少により、強制適用事業所の要件を満たさなくなった場合であっても、ただちに適用事業所でなくすることは被保険者の保護上好まし

くないことから、強制適用事業所に該当しなくなった日に任意適用事業所の認可があったものとみなして、引き続き、適用事業所とすることとされている。

当該規定を前提にすると、本件において適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているのは、事業が終了する前に全喪届を出したことが原因であり、厚生年金保険法第7条の規定の趣旨、また、同社は、申立期間において少なくとも申立人は給与から保険料が控除されていることが明らかことからみて、同社は、申立期間においても、引き続き任意適用の事業所として取り扱われるべきであったものと認められる。

このため、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者として保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、A社は、申立期間において適用事業所とされていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月、59年6月から同年11月までの期間及び60年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月
② 昭和59年6月から同年11月まで
③ 昭和60年8月から同年12月まで

社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が未納となっているが、会社を退職した際、厚生年金保険から国民年金に切り替えて国民年金保険料を納付したはずであるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳加入者の納付記録から平成6年10月ごろにA県B市で払い出されたことが推認でき、オンライン記録において、申立期間に係る被保険者資格記録は、いずれも同年11月4日に追加処理されていることから、同時点で申立期間はいずれも時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことの確認はできない上、申立人が当時居住していたC市では、国民年金被保険者名簿を保存しているが、申立人に係る被保険者名簿は確認できなかったと回答している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び納付状況についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年3月まで

私が20歳になった昭和50年*月ごろに、父がA町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、父が家族の分と一緒に集金人に納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、国民年金の被保険者資格記録の記載は無く、オンラインの記録でも申立人の国民年金の加入記録が無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるA町における国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与していない上、申立期間の加入手続き及び保険料納付を行ったと主張する申立人の父は既に他界しているため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年6月まで

私は、昭和44年5月に結婚した後に、国民年金への加入手続をして、1年分の国民年金保険料をさかのぼって一括払いし、その後は妻がA市役所で納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月の結婚を契機に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦は、53年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人夫婦が加入手続を行った昭和53年3月の時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻も申立期間は未納となっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成元年 4 月まで

私は、20 歳のとき A（地名）の学校に通い寮生活をしていたため、父が B 市役所（当時）で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は父から 30 万円借りて、父と一緒に市役所内の銀行で 3 年 3 か月分をまとめて全額納付した。いつごろまとめて納付したか定かではないが、保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 市（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人の年金手帳の交付日が平成 3 年 5 月 20 日と記録されており、申立人は同年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、申立期間のうち元年 3 月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、いつごろまとめて納付したか定かではないと申述しているが、年金手帳の交付日が平成 3 年 5 月であること、及び約 30 万円という納付金額から、未納分を全額納付したとの申立内容には不自然さがうかがえ、申立期間の保険料を納付したとはいえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年10月から同年12月まで

申立期間については夫が会社を経営し、繁盛しており、国民年金保険料を納付することは可能であった。私の申立期間について夫婦二人分を納付していたはずであり、夫が納付済みとなっているのに私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫からの聴取では申立期間①及び②の納付場所、納付方法等が明確ではなく、申立期間当時の具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人の夫は、申立人の申立期間①及び②の保険料については一括して納付した記憶は無く、その都度夫婦一緒に納付していたと申述しているが、社会保険事務所（当時）の保管する資料「フソク4ジョウ ノウフシャリスト（ルイセキブン）」から、申立人の夫は第3回目の特例納付期間に申立期間の保険料を特例納付していることが確認できることから、申立人が申立期間において、その都度一緒に納付していたことは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことはうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人がほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から48年3月まで
私の国民年金については、20歳になったとき、父が任意加入手続きを行い、大学生で収入がない自分に代わり納付してくれた。20歳から就職するまでの間、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になったとき、申立人の父が申立人の国民年金の任意加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているが、年金記録には申立人の国民年金加入記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて縦覧調査を行った結果においても、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父は、既に他界していることから証言を得ることができないため保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年11月までの期間及び49年3月から58年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から48年11月まで
② 昭和49年3月から58年10月まで

私は、昭和47年6月に退職し、すみやかに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を金融機関窓口で納付した。また、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きも確実にいき、保険料は金融機関窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録には国民年金の加入記録が無く、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査においても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間及び同年7月から平成5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から58年3月まで
② 昭和58年7月から平成5年1月まで

父が私の国民年金の加入手続をしてくれ、平成5年1月に亡くなるまで国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間①及び②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人とその前妻の国民年金保険料は父が納めてくれていたと主張するが、保険料を納めてくれていたとする申立人の父も同期間が未納である上、申立人の前妻も同様に未納である。

なお、申立人の母の納付状況をみると、60歳になる前月の昭和57年*月まで納付しているが、これは、申立人の母の生年月日が大正11年*月*日であり、年金受給権を得るためには、204か月（17年間）の納付期間が必要であるため、昭和56年*月で納付をやめれば、その期間に12か月不足することになることから、60歳になるまで納付を継続し、211か月を確保したものと推認できる。

申立期間②については、申立人の父と一緒に納めてくれていたとする申立人の前妻（平成4年1月離婚）も3年3月までが未納、同年4月から4年3月まで申請免除となっている。

また、申立人の保険料を納めてくれていたとする申立人の父は、昭和58年7月以降未納と納付を繰り返している上、オンライン記録により、59年7月から60歳になる前月の60年*月までの保険料を61年から62年にかけて分割納付した上、61年4月から63年1月までを任意で納付す

ることによって、ぎりぎり老齢年金の受給要件である 228 か月納付を充足していることが確認できる。

さらに、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、加入状況及び納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から平成11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から平成11年12月まで

私は、昭和44年5月に事業所を開業して、しばらくの間は国民年金保険料の納付を忘れていたが、A市役所から連絡があり、51年から52年にかけて半年ごとに50万円ずつ3回に分けて計150万円を納付したのに申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年から勤めていた事業所が国民年金に加入してくれたと主張しているが、国民年金への加入は自らが手続を行う必要があるところ、申立人は、自らが手続を行った記憶は無いと供述している。

また、国民年金制度が発足した昭和36年4月から44年5月に結婚してA市に転居するまで、B区に居住しているところ、氏名検索の結果、B区及びA市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和51年から52年にかけて、60歳までの将来に向けて半年ごとに50万円を3回に分けて計150万円の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同時期は特例納付の実施期間ではない上、60歳までの保険料を前納できる制度は無く、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び46年4月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和46年4月から50年9月まで

私は、A市役所の年金課で、国民年金保険料を夫の分と合わせて57万を納めなければ将来年金がもらえないと言われ、いつ納付したか忘れたが、特例納付した。夫婦二人分として57万円を特例納付したと記載されたメモもあるので、私の年金記録が未納とされていることに納得が行かない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その所持するメモに「特例の時57万円納めた。2人分」との記載があることから申立期間を特例納付したと主張しているが、特殊台帳の記録により、夫婦は別の期間について夫婦二人分で67万2,000円を特例納付していることが確認できる上、同金額に申立期間をも合わせて特例納付した場合に必要な金額は、57万円と大幅に異なる。

また、夫婦は、昭和40年4月からを特例納付しており、その直前の申立期間①(39年10月から40年3月まで)は夫婦ともに未納になっている。

さらに、申立人が特例納付した根拠としているメモには、昭和37年10月から39年9月までB事業所に勤めていた旨の記載があり、C共済への加入期間と一致することから、申立人は特例納付に際し、受給権を確保するために必要な25年間を充足するために必要な59か月に余裕をみた13か月を加え72か月を限定的に特例納付した事情がうかがえる。

さらに、申立期間の保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月から28年8月2日まで

私は、昭和24年6月にA社に入社し、30年9月1日までB（職種）兼C（職種）として勤務したはずなのに、24年6月から28年8月2日まで、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B（職種）兼C（職種）として勤務しており、在職中に運転免許証を取得したと供述しているところ、申立人が提出した運転免許証の写しにより、申立期間中の昭和26年5月23日に運転免許を取得したことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和28年8月2日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は当時の事業主親子及び同僚二人の氏名を挙げているが、事業主親子及び同僚一人は既に他界しており、もう一人は入院中で事情聴取は困難である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されている複数の者とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、現在の事業主は、申立てどおりの資格取得の届出及び保険料納付については不明と回答している上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月から 28 年 3 月まで
② 昭和 29 年 3 月から同年 8 月まで

私は、出身校の先輩である A 社の社長の計らいで同社に入社し、勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する A 社が手がけた記録写真の覚書により、申立期間①において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 28 年 3 月 1 日であり、新規適用時に申立人を含む事業主以下 11 名が厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、申立期間②については、申立人は当該事業所が倒産してすぐに再就職したと主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 29 年 5 月 21 日に全員が被保険者資格喪失と記載されている上、同名簿により連絡のとれた元同僚は、申立人が退職した時期及び同社の倒産時期を覚えていないと供述している。

さらに、当該事業所は、昭和 29 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者全員が資格喪失し、関係資料の所在は不明であることから、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日まで
② 昭和 34 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A校を卒業し、学校の紹介で昭和 30 年 4 月 1 日にB社C工場に採用された。採用が同年 5 月 20 日にずれるはずがない。また、34 年 4 月 30 日にB社を退職し、間を空けることなくD事業所（現在は、E事業所）に同年 5 月 1 日から勤務した。初めての就職以来 1 日も空けずに定年まで 43 年と 6 か月勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社C工場に申立人と同じ時期に入社したとする元同僚は、自身も昭和 30 年 4 月に入社し、厚生年金保険は同年 5 月から加入したと証言している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①に申立人の名前は無い上、当該事業所における申立期間前後の年の被保険者資格取得月をみると、4月に資格を取得している者はおらず、5月に資格取得している者が多い状況が認められる。

さらに、当該事業所は、昭和 37 年 3 月に火災で全焼していることから、「申立期間①当時の関係資料は無い上、申立てどおりの届出をしたか不明であり、申立期間の厚生年金保険料を納付したかも不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立期間を含め継続して勤務している複数の元同僚は、申立人がいつまで勤めていたかは覚えていないと証言している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②に申立人の名前は無い。

このほか、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 3 申立期間③については、E事業所が保管するD事業所の辞令簿により、申立人が昭和34年5月1日に仮採用され、F（部署）に配属されたことが確認でき、雇用保険の加入記録と一致する。

しかし、申立人と同様に仮採用の辞令が昭和34年5月1日である者や、仮採用の辞令が同年4月1日であることについても、同年6月1日に当該事業所で資格を取得していることが複数確認できることから、当時、当該事業所では、入社日の異なる採用職員について、特定日にまとめて資格取得届を提出していたことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月11日から20年5月11日まで
私は、昭和19年5月にA（職種）としてB社C工場に勤務してD（作業）の仕事をしていた。20年5月から当該事業所において厚生年金保険の記録が確認できるが、それ以前の記録が無いとする年金事務所の回答に納得できない。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社C工場にD（作業）として昭和19年5月から勤めていたと主張しているが、申立人が名前を挙げた複数の元同僚のうち、唯一連絡の取れた一人及び申立人と同時期に資格を取得している元同僚で唯一連絡の取れた一人は、いずれも申立人を記憶していないため、申立期間において申立人が当該事業所に勤めていたか不明である。

また、当該事業所は申立期間中の昭和19年7月25日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の新規適用時に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無い上、新規適用後、申立人が被保険者資格を取得した20年5月11日までの間においても申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は昭和20年8月25日に申立人を含む多数の被保険者の資格喪失を届け出ており、当時の関係資料は無く、申立期間における勤務の実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月から 35 年 6 月まで

私は、昭和 34 年 11 月から 35 年 6 月までA社（後にB社に名称変更）で勤務していた。会社の車をバックに写した写真があるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立事業所の所在地、申立期間に工場長として勤務していた者の名前の記憶及び申立人から提出された写真から、勤務期間は明らかではないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が記憶していた申立期間当時の工場長は、「当時は従業員も多く、一晩でいなくなっているような者もいたので、会社としても厚生年金保険にはすぐ加入させていなかったようだ。」と供述している上、同工場長も入社から2年半後に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐには資格取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時のことを知る役員及び従業員がおらず、当時のことは不明である。」と回答している上、ほかに申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 12 月から 38 年 6 月まで
③ 昭和 38 年 6 月から同年 12 月まで
④ 昭和 38 年 12 月から 39 年 5 月まで
⑤ 昭和 39 年 8 月から同年 11 月まで
⑥ 昭和 39 年 11 月から 41 年 12 月 21 日まで
⑦ 昭和 42 年 3 月から同年 6 月 1 日まで
⑧ 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 2 月 16 日まで

私は、昭和 37 年 5 月から 43 年 2 月まで、A 社、B 事業所、C 社、D 社、E 事業所及び F 社に勤務していた。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所所在地等、申立人の具体的な記憶から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①については、A 社（現在は、G 社）の事業主は、「当時の資料が無く、勤務実態は確認できない。」と回答している上、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 38 年 3 月 28 日であることが確認でき、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではない。

申立期間⑥及び⑧については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、商業登記簿においても確認できない。

また、申立期間②、③、④、⑤及び⑦については、申立人が記憶している事業所名を調査しても厚生年金保険の適用事業所であることを確認することができず、商業登記簿においても確認できない。

さらに、申立人は、いずれの申立期間においても、同僚等についての記憶が無いことから、申立人の当時の勤務実態を調査することができない上、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年8月1日まで

私は昭和25年4月からA社に勤務していた。厚生年金保険被保険者記録の照会申出書を提出したが、勤務期間のうち1年余りの期間しか厚生年金保険の加入期間が判明しなかった。勤務期間すべてを厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容や元同僚の証言から、申立人がA社に昭和28年8月以前から勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和28年8月1日であり、同日において、当時の事業主の妻を含む5人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「すでに当時の資料が無く申立人の勤務実態等については不明であるが、当時の事業主の妻の取得日以前に厚生年金保険に加入していることはあり得ない。」と述べている上、昭和28年8月の適用時に当該事業所で厚生年金保険に加入した元同僚は、「自分が昭和28年に加入した以前に給与から厚生年金保険料が控除されていたか分からない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月4日から44年3月20日まで
② 昭和44年10月29日から45年1月20日まで
③ 昭和45年10月6日から46年2月26日まで

私は、昭和37年から毎年、秋から翌年春先まで、季節工として数か所の事業所に勤務したが、A社B工場において勤務した43年11月4日から44年3月20日までの期間、同年10月29日から45年1月20日までの期間及び同年10月6日から46年2月26日までの各期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に係る雇用保険加入記録は、A社C部D営業所における記録として、昭和43年11月4日取得、44年3月20日離職、同年10月29日取得、45年1月20日離職、同年10月6日取得、46年2月26日離職と記録されているところ、当該雇用保険の加入記録により申立期間①から③に係る、また、当該事業所の継承事業所であるE社が保存している当該事業所作成の「季節工名簿」により申立期間③に係る申立人の勤務実態が確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条第1項第4号に、季節的業務に使用される者（継続して4月を超えて使用される場合を除く。）は、厚生年金保険の被保険者としめない旨規定されているところ、申立人は、「各申立期間に係る入社手続において、事業主との間で当初から4か月を超えて勤務するという約束を交わした記憶は無い。」と供述しており、他方、F社は、「当該事業所が申立人の申立てどおりの資格の得喪の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、当時の関係資料が無いため不明であ

るが、厚生年金保険への加入の要否は、採用時に勤務予定期間を申立人に確認した上で決めていたと思われる。」と回答している。

なお、申立人の氏名が記載されている上記「季節工名簿」の同一ページに登載されている 19 人のうち 5 人が当該事業所において厚生年金保険に加入しているが、残りの 14 人は加入記録が確認できない。

また、各申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月から20年8月15日まで

私は昭和19年12月から戦時中の勤労働員学徒として、A社B工場に勤務し、その後時期は覚えていないがC社D工場に移って20年8月15日まで勤務していた。友人から、学徒勤労働員の期間も厚生年金保険被保険者となると聞いて社会保険事務所（当時）に照会したところ、その期間は被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和19年12月からA社B工場に勤務し、いつかは覚えていないがC社D工場に移り20年8月15日まで勤労働員学徒として勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、E健康保険組合の記録では、申立人の当該組合における資格取得は19年12月1日、資格喪失は20年7月19日となっていることから、申立人は、19年12月1日から20年7月18日までA社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録について、事業主は、「現存する当時の資料を調査したが、申立人の氏名を確認できなかった。」と回答しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての加入記録は確認できない。

また、申立人が記憶しているF中学校から同時期にA社に学徒勤労働員された二人の学友の厚生年金保険被保険者期間を調査したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての加入記録が無い。

このほか、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間のC社D工場においては、C社の後継会社とされるG社では、C社に在籍していた者の人事記録等は管理していないため事業主から事情聴取することはできないが、申立人が記憶している上記1の学友の供述（うち一人は死亡しているため妻の供述）から、当該事業所に勤労働員学徒として勤務していたことが推認できる。

しかし、C社D工場は厚生年金保険適用事業所として記録がないため、当時H市にあって厚生年金保険の適用事業所となっていたC社I事業所及びJ市にあったC社K製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

また、上記二人の学友の厚生年金保険被保険者期間を調査したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての加入記録が無い。

このほか、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 1 月 14 日まで
私は、申立期間、A社に勤務し、B事業所が行うC（職種）を補助する業務を行った。この期間は厚生年金被保険者期間と思っていたが被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人がA社でC（職種）の業務を行っていたことが認められる。

しかし、申立人及び元同僚は、申立期間当時における申立人の所属に関して記憶が曖昧であり、申立人がA社に所属していたのか、B事業所に所属していたのかを確認することができず、また、A社の継承会社であるD社には当時の記録が無く、申立人の雇用状況を確認することができない。

また、A社の元同僚は、「原則、正社員であれば社会保険に加入していたが、当時は試用期間があった。また、申立人は勤務していた期間が短かったので、正社員であったかどうかわからない。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社でC（職種）の業務を行っていたとされるB事業所は、「当時の状況はわからないが、現在であれば、C（職種）は独立した個人事業主であり、年金は国民年金で個別に対応している。補助員の保険関係は、相手方企業との契約にもよるが、普通はC（職種）が補助員を個別に雇用し、国民年金に加入させている。」と供述している（但し、申立期間は国民年金制度が始まる以前である。）。

加えて、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の申立期間に係るA社及びB事業所の記録を調査しても、申立人の名前を確認することはできず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 48 年 11 月から 49 年 2 月まで
③ 昭和 50 年 1 月から同年 12 月まで

私は、A社に間を空けて計8回、正社員として勤務した。5回は厚生年金保険被保険者期間となっていて、残り3回については、同じ仕事内容及び待遇だったはずであるのに記録が抜けている。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和37年11月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、申立期間当時は適用事業所であったことは確認できるが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は平成21年2月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、解散時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の人事関係・給与関係の資料は保管しておらず、申立期間当時の申立人の勤務実態及び社会保険の加入手続の有無については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時の代表取締役からは高齢のため証言を得ることができず、元同僚6名のうち5名は申立人のことを記憶しておらず、残りの1名は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間については不明としている上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月1日から34年5月5日まで

私は昭和33年11月1日にA社（現在は、B社）に入社した。会社発行の表彰状に同年11月入社の記事があることが確認でき、社会保険は入社日から加入し給与から控除されていたのを覚えているので、私の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社作成の功績表彰状により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、A社において、昭和34年5月6日に資格取得し、45年6月25日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と符合する上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立期間及びその直近の期間において、A社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の者に聴取したが、申立人の勤務期間に関する供述は得られなかった。

さらに、B社は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管していないため、当時の状況は不明である。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、ほかに申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 33 年に A 社に入ってから、B 事業所と C 社になってからも、継続して勤めていた。A 社及び C 社は、B 事業所と同じ経営者であったので、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言から、申立人が申立期間に B 事業所に勤めていたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、「B」という名称で厚生年金保険の適用事業所は、確認できない。

また、申立人が申立期間の前後に勤務していた A 社及び C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A 社は、C 社への合併により厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、申立期間当時の事業主は既に他界しており、C 社では、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は無いと回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月 16 日から同年 9 月 5 日まで
③ 昭和 31 年 5 月 13 日から 32 年 4 月 19 日まで

私は、申立期間①については、中学校を卒業し、昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 7 月 16 日まで、A社に勤務した。申立期間②については、同年 7 月 16 日から 31 年 5 月 13 日まで、B事業所に勤務した。申立期間③については、同年 5 月 13 日から 32 年 4 月 19 日まで、C社またはD社に勤務し、元請け会社であるE区のF事業所G工場内で、H（職種）として働いた。

これら申立期間における厚生年金保険の記録が欠落しているので、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、新卒者としてA社に勤務したと主張しているところ、複数の元同僚は、「当時新卒者は、見習い期間が1か月程度あり、この間厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同期に入社した新卒者が10名確認でき、そのいずれの資格取得日も申立人と同様に入社1か月後の昭和29年5月1日になっていることから、A社は、申立期間当時、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、平成8年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でな

くなっており、元事業主は連絡が取れず、関係資料の所在も不明なことから、申立期間①当時の勤務実態は不明である。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 30 年 9 月 5 日以前から B 事業所に勤務していたと主張しているところ、複数の元同僚は、「当時見習い期間が、2 か月から 3 か月程度あり、この間厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している上、当該元同僚が記憶する入社日より厚生年金保険の加入時期が 2 ないし 3 か月遅れていることから、B 事業所は、申立期間当時、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B 事業所は、昭和 53 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は他界し、関係資料の所在も不明なことから、申立人の勤務実態は不明である。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、申立期間当時、C 社又は D 社という名称で、申立人が勤務したと主張する E 区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、E 区を所管する I 法務局においても当該事業所の所在を確認することができない。

また、申立人は、事業主や同僚についての記憶が無く、証言を得ることができないため、当該事業所における申立人の勤務実態は不明である。

なお、当該事業所と名称が類似する D 区に隣接する J 区に所在する K 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 54 年 1 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に A 社に入社し、54 年 1 月まで勤務した。在職中に健康保険証を使って会社近くの B 医院で治療を受けたことがあり、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の名称、事業主名、場所、業務内容、従業員数などを詳述していることから、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、A 社という名称で C 区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚のうち、連絡の取れた一人は、申立期間において同社に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったと証言している上、オンライン記録によれば、当該元同僚及び申立人が名前を挙げた元事業主は、申立期間当時、国民年金に加入し、一部の期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 社は、閉鎖登記簿謄本により、昭和 57 年 4 月 30 日に解散していることが確認でき、元事業主は所在が不明であり、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は在職中に健康保険被保険者証を使用して治療を受けたと主張しているが、治療を受けたとする病院では、当時の診療記録が保存されていないことから、健康保険被保険者証の種類を確認することができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年ごろから32年3月1日まで
私は、昭和31年ごろから32年2月末日まで、A区BのC事業所に勤務し、D（職種）の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在、業種、事業主及び同僚の氏名等を詳述していることから、申立人が申立期間においてC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番はない。

また、C事業所は、平成4年10月28日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、貸金台帳等の関係資料が保存されておらず、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、申立人が名前を挙げた複数の元同僚も連絡先が不明であり、唯一連絡の取れた元同僚からも証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで
昭和 47 年 7 月に A 社に入社し、55 年 6 月まで継続して勤務した。この期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 48 年 2 月 1 日から 54 年 8 月 31 日まで、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の元事業主の妻は、「厚生年金保険には、事業所として加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間当時、A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、賃金台帳等の関係資料が保存されておらず、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、申立人は元同僚についての記憶が無く、申立人の勤務実態について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。